別表第四二号中「（関税法施行令第六十一条第一項第一号（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する原産地証明書（以下「原産地証明書」という。）、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書（以下「締約国原産地証明書」という。）（同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」という。）を除く。）及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。）」を削り、同表第四三号を次のように改める。

四三	関税法第六十九条の四第一項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出

別表第四三号の次に次の四号を加える。

四三の二	関税法第六十九条の十第一項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）の規定による認定手続を取りやめることの求め
四三の三	関税法第六十九条の十三第一項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による証拠の提出、申立て又は書面の提出
四三の四	関税法第六十九条の十六第六項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による立会いの申請
四三の五	関税法第六十九条の二十第一項（輸入してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）の規定による認定手続を取りやめることの求め

別表第四六号の次に次の三号を加える。

四六の二	関税法第七十九条の三（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）の規定による届出
四六の三	関税法第七十九条の六（許可の承継についての規定の準用）において準用する同法第四十八条の二第二項又は第四項の規定による承認の申請
四六の四	関税法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出及び書類の添付又は関税法第九十四条第三項において準用する電子帳簿保存法第七条第一項若しくは第二項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出

別表第四九号の二中「第四条の五第五項」を「第四条の五第二項」に改め、「手続等」の下に「の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項」を加え、同号の次に次の二号を加える。

四九の三	関税法施行令第四条の十六第一項（修正申告の手続）の規定による書類の添付
四九の四	関税法施行令第四条の十七第二項（更正の請求の手続）の規定による書類の添付

別表中第五三号を第五二号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

五二の三	関税法施行令第二十九条の三（税関職員の派出の申請）の規定による申請書の提出
五三	関税法施行令第三十五条第一項（保税蔵置場の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付

別表第五三号の三中「（原産地証明書を除く。）」を削り、「同条第三項の規定による」の下に「同令第六十一条第一項第二号イ(1)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に規定する」を加え、「認定輸出者原産地証明書に限る」を「以下「締約国原産地証明書」という」に、「同令第六十一条第一項第二号イ(2)」を「同号イ(2)」に、「又は」を「、同条第五項の規定による同号ハに規定する締約国品目証明書（以下「締約国品目証明書」という。）の提出又は」に改め、同表中第五四号の二を第五四号の七とし、第五四号の次に次の五号を加える。

五四の二	関税法施行令第三十九条の二第一項若しくは第二項（保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による書類の添付
五四の三	関税法施行令第四十一条第一項（外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出の手続）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付
五四の四	関税法施行令第四十二条第二項（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五四の五	関税法施行令第四十三条（承認取得者の承認の更新の手続）の規定による申請書の提出
五四の六	関税法施行令第四十四条の二第二項（技術的読替え等）において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付

別表第五号中「」において準用する」の下に「同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十条の二において準用する」を加え、「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加え、「証明又は」を「証明、」に改め、「届出」の下に「、同令第五十条の二において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同表中第五五号の三を第五五号の七とし、第五五号の二を第五五号の六とし、第五五号の次に次の四号を加える。

五五の二	関税法施行令第五十条の三第一項（保税作業を行おうとする場所に係る届出の手続）の規定による届出書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付
五五の三	関税法施行令第五十条の四第二項（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手続等）の規定による規則の添付、同条第三項の規定による登記事項証明書の添付又は同条第五項の規定による届出
五五の四	関税法施行令第五十条の五（承認取得者の承認の更新の手続）の規定による申請書の提出
五五の五	関税法施行令第五十一条第二項（技術的読替え等）において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条第二項において準用する同令第四十四条の二第二項において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付

別表第五六号中「準用する」の下に「同令第三十五条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の八において準用する同令第三十五条第二項の規定による書類の添付、同令第五十一条の八において準用する」を、「届出」の下に「、同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出又は同令第五十一条の八において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同号を同表第五五号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

五六	関税法施行令第五十一条の九第一項（総合保税地域の許可の申請）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による書類の添付

別表第五六号の二中「（原産地証明書を除く。）」及び「（認定輸出者原産地証明書に限る。）」を削り、「運送要件証明書の提出」の下に「、同条第五項の規定による締約国品目証明書の提出」を加え、同表第五七号中「届出」の下に「、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第二項の規定による申請書の提出、同令第五十一条の十五において準用する同令第三十九条の二第三項の規定による書類の添付」を加え、同表中第五七号の四を第五七号の九とし、同号の次に次の四号を加える。